



本誌に関するお問合せは
(075)256-1110

消費生活情報誌

マイシテイライフ 221号

平成29年9月15日発行
(年2回発行)

あなたのまちで開講します 出前講座をご利用ください！

消費生活総合センターでは、消費生活専門相談員等を派遣し、悪質商法の手口やその対処方法について実際の相談事例を基に、市民の皆様に分かりやすく解説をする「出前講座」を実施しています。町内会などの地域の団体やPTAなどの学習の場として、ぜひご活用ください。



◀ 6月22日実施の寸劇の様子 ▶

◎ご希望に応じ、寸劇公演(5~10分間)も行っております。

●誰でも申し込めるの？

市内に在住または通勤通学の方で、参加者10人以上の集まりであれば申し込んでいただけます。費用は無料です。

●所要時間は？

概ね60分が目安です。なお、時間や実施日、講座内容などについてはご相談に応じますが、他の用務の都合によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

●会場は？

お手数ですが、申込者側で京都市内において会場をご用意ください。

申込み・問合せ TEL 256-1110

今号の
消費生活
情報誌
川柳

断りに 結構ですは 使わない (伏見区在住の方の作品)

**トラフィカ京カード
3000円分進呈!**

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方(中学生以下を除く。)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 はがき又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。

SMSを使った 架空請求にご注意ください！

相談事例

スマートフォンに「有料動画サイトの料金が未納になっている。そのまま放置していると法的手段をとる。今日中に連絡してくるように」という内容のSMS（電話番号対応のメッセージメール）が大手のインターネット通販サイト名で届いた。心当たりはなかったが、念のため電話をかけると、「利用履歴があり、無料期間中に退会手続きをしなかったため、料金が発生している。今日中に支払わない場合、改めて弁護士から連絡をさせる。」と言われた。



アドバイス

- 携帯電話、スマートフォンの利用者が急増し、「090」、「080」、「070」等の後に8ケタの数字を組み合わせると、誰かの端末に届くという電話番号対応のメッセージメールの特徴を悪用した架空請求です。
- 「心当たりはないが、念のため確認してみよう。」と思い、メールに書かれている電話番号に電話をかけると、高額な料金を請求されることとなります。相手にこちらの着信履歴が残ることで、今後も請求の電話がかかってくる危険性もあります。こちらから連絡せず、名前や住所など個人情報は教えないようにしてください。

ポイント

①利用していなければ払わない

身に覚えがなければ、お金は払わずに無視しましょう。

②個人的な情報は知らせない・連絡をしない

問合せをすると、あなたの個人情報を相手に知らせることになります。絶対に連絡（電話もメールも）しないでください。

③消費生活総合センターに相談しよう

困ったときは、速やかに京都市消費生活総合センター（075-256-0800）にご相談ください。

■京都市以外に住んでいる人は、地域の消費生活センター
または消費者ホットライン＝ ☎188（いやや!）＝へ



エシカル消費ってなに？ ～持続可能な社会を実現しよう～



エシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、地球環境に配慮したお金の使い方や生き方のことを意味します。

私たち消費者が、社会や環境がよくなるように考えながらお金を使うことや行動することにより、持続可能で豊かな社会の実現を目指しましょう！

地域への配慮

例えば

- 地元の農産物を購入したり、風評被害にあっている地域の農産物を購入する
- 長寿命でエネルギー効率のよいLED電球に交換する
- 食品ロス削減のため、「食材の使い切り」「料理の食べきり」「生ごみを捨てる時の水きり」を実践する

人・環境への配慮



社会への配慮

- 障害のある方が生産する商品を購入する
- フェアトレード*商品を選ぶ



※開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」

毎日の生活の中で、エシカルな消費を一人ひとりの消費者が心がけることで実践してみましょう。

「エシカル消費」イベント 参加無料

第48回京都消費者大会

9/28(木) 10時半～17時
ハートピア京都 大会議室

主催 NPO法人
コンシューマーズ京都
(京都消団連)

申込み 不要

詳細は [コンシューマーズ京都](#) [Q検索](#)

素材から学ぶ暮らしの学校

10/7(土)
mumokuteki

cafe & foods 京都店
(中, 御幸町通六角下ル伊勢谷町351)

主催 京都市

申込みは [SILK 京都](#) [Q検索](#)

京都エシカルフェア

11/12(日) 10時～16時
KBSホール

主催 京都府,
京都暮らしの安心・安全
ネットワーク

申込み 不要

消費生活総合センターで開催します！ ～無料相談会・セミナーのご案内～

◎行政書士による「相談会」

幅広く暮らしの手続きに関する相談に応じます。

相談日 平成29年 9月20日(水)
平成29年11月15日(水)
平成30年 1月17日(水)

相談時間 13時半～16時半(最終受付16時)

予約不要

◎行政書士による「終活セミナー」

詳細は、10月1日号市民しんぶんをご覧ください。

◎京都民事調停協会の「民事調停セミナー」

日時 平成29年10月4日(水) 13時半～14時45分

申込み 平成29年9月6日～28日に、
京都いつでもコール(☎661-3755, FAX661-5855)

◎京都民事調停協会の調停員による「無料相談会」

調停を進めるための具体的な方法を説明します。

相談日 平成29年10月4日(水)

相談時間 15時～16時半(最終受付16時) 予約不要

消費生活総合センターのご案内



相談無料

受付時間 平日 午前9時～午後5時

ケーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日（年末年始を除く。）の緊急時には、消費生活 土・日・祝日 電話相談（TEL257-9002）を受け付けています（午前10時～午後4時、電話相談のみ）。
- ホームページ上から相談を受け付けるインターネット消費生活相談もご利用ください。

■多重債務相談

☎256-3160
さいむせろ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

面談による相談も受け付けています。

■京都市民法律相談(予約・問合せ)

京都弁護士会に委託し、弁護士による法律相談を市民の皆様無料で実施しています。
弁護士による京都市民法律相談は、消費生活総合センターのほかに、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。
区役所・支所の予約受付時間は、希望される相談日の週の月曜日から相談日当日まで（午前8時半～午後5時）

場 所	電話番号	定員
消費生活総合センター センターのみ前の週の 月曜午前9時から予約受付	256-2007	月曜 12名 火・木曜 8名 金曜 14名 毎月第2・第4水曜夜間 18名
北 区役所	432-1208	12名
上京区役所	441-5040	6名
左京区役所	702-1029	12名
中京区役所	812-2426	6名
東山区役所	561-9114	6名
山科区役所	592-3088	12名
下京区役所	(予約専用) 754-8769 (問合せ先) 371-7170	6名
南 区役所	(予約専用) 632-8171 (問合せ先) 681-3417	12名
右京区役所	861-1264	12名
西京区役所	381-7197	12名
西京区役所洛西支所	332-9318	6名
伏見区役所	611-1144	12名
伏見区役所深草支所	642-3203	6名
伏見区役所醍醐支所	571-6135	6名

※各区役所・支所は地域力推進室まちづくり推進担当で実施

京都市文化市民局くらし安全推進部 消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801



センターのホームページは上記のQRコードからご覧ください。

閉庁日

土・日・祝休日・年末年始（12月29日～1月3日）

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行 / 平成 29 年 9 月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第 294400 号



再生紙・ベジタブルオイルインキを使用しています。

